

税の控除と減免

所得税・住民税の障害者控除

問合 〔所得税〕 板橋税務署 ☎ 3962-4151
〔住民税〕 課税課 ☎ 3579-2101 FAX 5248-7099

対象になる方

本人又は同一生計配偶者、扶養親族が次のいずれかに該当するとき
・身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳所持者など

控除額

種類	所得税	住民税
障害者控除	27 万円	26 万円
特別障害者控除	40 万円	30 万円
同居特別障害者加算	35 万円	23 万円

特別障害者 次の場合は特別障害者といいます。

- ・身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度、精神障害者保健福祉手帳 1 級
- ・戦傷病者手帳特別項症～第 3 項症、厚生労働大臣認定の原子爆弾被爆者など

住民税の非課税

障がい者本人の前年中の合計所得金額が 135 万円以下の場合、住民税は課税されません。

申請手続

勤務先での年末調整又は確定申告などで、控除の申請をしてください。

自動車税種別割・軽自動車税（種別割）・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の減免

問合 次ページ申請場所へ

減免対象

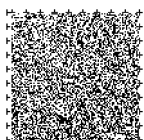
次の表に該当する身体障がい者等（又は同居者）（※ 1）が所有し、身体障がい者等のために使用する自動車（自動車、軽自動車問わず 1 台分）について減免されます。なお、税制改正により内容が変更となる場合があります。

自動車の種類 自動車、軽自動車、二輪車等、車いすの昇降装置・固定装置を取り付けた自動車

障がいの種類	手帳の等級	障がいの種類	手帳の等級
視覚障がい (視力障がい・視野障がい)	1～3 級 4 級の 1	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい・上肢機能障がい	1・2 級
聴覚障がい	2・3 級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい・移動機能障がい	1～6 級
音声機能又は言語機能障がい (こう頭摘出にかかるもの)	3 級	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の各機能障がい	1・3・4 級
平衡機能障がい	3・5 級	免疫機能障がい	普通車 1～3 級 軽自動車 1～4 級
上肢機能障がい	1・2 級	肝臓機能障がい	1～4 級
下肢機能障がい	1～6 級	知的障がい（愛の手帳）	1～3 度
体幹機能障がい	1～3・5 級		
精神障がい(精神障害者保健福祉手帳)	1 級（※ 2）		

※ 1 自動車税種別割と自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割については、障がい者の方の住所地近隣にお住まいの親族の方等も対象となります。

※ 2 自動車税種別割と自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割については、「自立支援医療受給者証（精神通院）」をお持ちの方に限ります。



申請窓口・申請場所

申請期限に遅れた場合は、減免が受けられませんのでご注意ください。

	自動車税種別割	軽自動車税（種別割）	自動車税環境性能割・ 軽自動車税環境性能割
申請期限	すでに自動車を所有している場合、納期限まで（4月1日から5月31日）まで（※3）	毎年納税通知書発行日（5月中旬）から納期限まで	新たに自動車・軽自動車（二輪車を除く）を取得した場合、登録（取得）の日から1ヶ月以内
申請場所 問合せ先	都税総合事務センター ☎ 3525-4066 板橋都税事務所 ☎ 3963-2111	課税課税務係 ☎ 3579-2095	都税総合事務センター ☎ 3525-4066 練馬自動車税事務所 ☎ 3932-7321

※3 申請期限を過ぎますと、翌年度からの減免となります。

個人事業税の減免等

問合 豊島都税事務所 ☎ 3981-5326 FAX 3981-5054

- 資格1 視力障害者（両眼の視力が0.06以下の方）で、はり・きゅう・あんま・マッサージ等の医業に類する事業を営む場合、非課税となります。
- 資格2 前年中における合計所得（事業以外の所得金額との合計）額が、370万円以下であって、本人又は扶養親族が障がいを持っている場合、税額が1人につき5,000円（特別障害者は10,000円）減免されます。（特別障害者となる障がいの種類は28ページをご確認ください）

相続税の減額

問合 板橋税務署 ☎ 3962-4151

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者（法定相続人に限る）等が相続した場合、障がいの程度及び年齢に応じ相続税額が減額されます。

贈与税の非課税

問合 板橋税務署 ☎ 3962-4151

特定障害者を受益者とする「特定障害者扶養信託契約」にもとづき、金銭、有価証券等の財産を信託会社等に信託したとき、特別障害者1人につき6,000万円（特別障害者以外の者は3,000万円）まで贈与税が非課税となります。

利子等の非課税

問合 各金融機関へ

「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」（通称 マル優）、「障害者等の少額公債の利子の非課税制度」（通称 特別マル優）により元金350万円までの利子が非課税扱いとなります。

ニュー福祉定期貯金

問合 郵便局の貯金窓口・ゆうちょ銀行

次の年金・手当等の受給者は、一般の1年ものの定期貯金の金利に一定の金利を上乗せした貯金をご利用いただけます。

- ・障害基礎年金、障害共済年金、障害厚生年金等
 - ・児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等
- ※心身障害者福祉手当（区制度）は対象となりません。

